

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第七条の四（略）</p> <p>（親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業）</p> <p>第七条の四の二 法第三十四条の七の二第二項及び第三項の規定による届出は、別記様式第九号の九の二によつて、開始については事業開始の予定日の一月前までに、変更については変更の日から一月以内にしなければならぬ。</p> <p>2 法第三十四条の七の二第四項の規定による届出は、別記様式第九号の九の三によつて、廃止又は休止の予定日の一月前までにしなければならぬ。</p> <p>3 法第三十四条の七の二第四項の規定により休止を届け出た者は、休止した事業を再開しようとするときは、再開予定日の一月前までに、別記様式第九号の九の四による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（妊産婦等生活援助事業）</p> <p>第七条の四の三 法第三十四条の七の五第二項及び第三項の規定による届出は、別記様式第九号の九の五によつて、開始については事業開始の予定日の一月前までに、変更については変更の日から一月以内にしなければならぬ。</p> <p>2 法第三十四条の七の五第四項の規定による届出は、別記様式第九号の九の六によつて、廃止又は休止の予定日の一月前までにしなければならぬ。</p> <p>3 法第三十四条の七の五第四項の規定により休止を届け出た者は、休止した事業を再開しようとするときは、再開予定日の一月前までに、別記様式第九号の九の七による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（費用の基準）</p> <p>第二十条 法第五十条第六号の四から第七号の</p> | <p>第七条の四（略）</p> <p>（費用の基準）</p> <p>第二十条 法第五十条第七号から第七号の三ま</p> |

三まで及び第九号に掲げる費用の基準は、別に知事が定める。

(措置費等の請求等)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 児童福祉施設の設置者並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童自立生活援助事業を行う者(以下この条において「設置者等」という。)に対する法第五十条第七号又は第七号の三に掲げる費用の支払は、一月、四月、七月及び十月の各月にその各月以後三月間(以下「四半期」という。)分について概算払の方法により行うものとし、当該費用の請求をしようとする設置者等は、当該月の五日までに、別記様式第二十号による概算払請求書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 (略)

5 設置者等が前二項の規定による費用の支払を受けたときは、当該費用の支払を受けた四半期経過後五日以内に、別記様式第二十一号による精算書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

61 法第二十六条第一項第二号又は法第二十七

条第一項第二号の規定により児童又はその保護者に対する指導の委託を受けた者は、法第五十条第六号の四に掲げる費用の支払を請求しようとするときは、別記様式第二十二号による概算払請求書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

で及び第九号に掲げる費用の基準は、別に知事が定める。

(措置費等の請求等)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 児童福祉施設の設置者並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童自立生活援助事業を行う者(以下この条において「設置者等」という。)に対する法第五十条第七号又は第七号の三に掲げる費用の支払は、一月、四月、七月及び十月の各月にその各月以後三月間(以下「四半期」という。)分について概算払の方法により行うものとし、当該費用の請求をしようとする設置者等は、当該月の五日までに、別記様式第二十号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

4 (略)

5 設置者等が前二項の規定による費用の支払を受けたときは、当該費用の支払を受けた四半期経過後五日以内に、別記様式第二十一号による精算書及び別記様式第二十二号による内訳書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第6号の12 (第5条の10関係)

| | |
|----------------------|-----|
| 児童自立生活援助実施申込書 | |
| (略) | |
| (略) | |
| 援助を実施する事業 所名又は里親名 | (略) |
| (略) | |
| 注 (略) | |
| 添付書類 (略) | |

改正前

様式第6号の12 (第5条の10関係)

| | |
|--------------------------|-----|
| 児童自立生活援助実施(自立援助ホーム入居)申込書 | |
| (略) | |
| (略) | |
| 入居を希望する自立 援助ホーム名 | (略) |
| (略) | |
| 注 (略) | |
| 添付書類 (略) | |

様式第9号の7 (第7条の4関係)

| | | |
|--|--|-----|
| 児童自立生活援助事業 開始 小規模住居型児童養育事業 変更 届出書 (略) | | |
| ①事業の内容 | ※児童自立生活援助事業開始時のみ下記から選択 <u>I・II・III型</u> | (略) |
| ②事業者(法人)又は里親 | 氏名(名称) | (略) |
| | 住所 (法人の場合、主たる事務所の所在地) | |
| ③事業の用に供する施設 | (略) | |
| ④管理者(主たる養育者)等の氏名 | (略) | |
| ⑤職員の定数 | (略) | |
| (略) | | |
| ⑥事業開始の予定年月日 | (略) | |
| ⑦建物その他設備の規模及び構造 (II型の場合は施設全体ではなく、当該事業に利用する設備に関して記入すること) | (略) | |
| | (略) | |
| ⑧入居者負担金 (法第56条第2項) | 徴収の有無 (有・無) 有の場合 1月当たりの金額 (円) | |
| 注 1・2 (略) 3 III型の場合は、①②のみ記載し、下記添付書類の提出は(9)のみ 添付書類 (1)-(8) (略) (9) その他知事が必要と認める書類 | | |

様式第9号の7 (第7条の4関係)

| | | |
|---|--------------------|-----|
| 児童自立生活援助事業 開始 小規模住居型児童養育事業 変更 届出書 (略) | | |
| 事業の内容 | (略) | (略) |
| 事業者(法人) | 氏名(名称) | (略) |
| | 住所 (主たる事務所の所在地) | |
| 事業の用に供する施設 | (略) | |
| 管理者(主たる養育者)等の氏名 | (略) | |
| 職員の定数 | (略) | |
| (略) | | |
| 事業開始の予定年月日 | (略) | |
| 建物その他設備の規模及び構造 | (略) | |
| | (略) | |
| 注 1・2 (略) 添付書類 (1)-(8) (略) | | |

別記様式第九号の九の次に次の六様式を加える。

様式第9号の9の2（第7条の4の2関係）

親子再統合支援事業
 社会的養護自立支援拠点事業
 意見表明等支援事業

開始
変更

届出書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 郵便番号
 住 所
 氏 名

次のとおり 親子再統合支援事業
 社会的養護自立支援拠点事業 を 開始したい
 意見表明等支援事業 を 変更した ので、関係書類を添えて

届け出ます。

| | | | |
|-----------------|----------------|-----------|-----------|
| 事業の内容 | | | |
| 事業者（法人） | 氏名（名称） | | |
| | 住所（主たる事務所の所在地） | | |
| 事業の用に供する施設 | 名 称 | | |
| | 種 類 | | |
| | 所 在 地 | | |
| | 利用定員 | | |
| 管理者（主たる養育者）等の氏名 | | | |
| 職 員 の 定 数 | | | |
| | 職 員 の 職 種 | 職 務 の 内 容 | 職 員 の 定 数 |
| | | | 人 |
| | | | 人 |
| | | | 人 |
| 事業開始の予定年月日 | | 年 月 日 | |
| 建物その他設備の規模及び構造 | 構 造 | | |
| | 延 面 積 | | |

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

添付書類

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 運営規程
- (3) 主な職員の履歴書及び業務に関連する資格がある場合は、当該資格を証する書類
- (4) 敷地の平面図並びに建物その他設備の平面図及び立面図
- (5) 建物の検査済証又は検査調査の写し（新築又は改築を伴う場合のみ）
- (6) 収支予算書及び事業計画書（ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、そのURLが分かるもの）
- (7) その他知事が必要と認める書類

様式第9号の9の3 (第7条の4の2関係)

親子再統合支援事業
社会的養護自立支援拠点事業
意見表明等支援事業

廃止
休止

届出書

年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

次のとおり 親子再統合支援事業
社会的養護自立支援拠点事業
意見表明等支援事業

を

廃止
休止

したいので、届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 当該施設の届出年月日
- 3 廃止の期日又は休止予定期間
- 4 廃止
休止 の理由
- 5 現に便宜を受けている者に対する措置

- 注
- 1 不要の文字は、消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号の9の4 (第7条の4の2関係)

親子再統合支援事業
社会的養護自立支援拠点事業 再開届出書
意見表明等支援事業

年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

親子再統合支援事業
次のとおり休止中の 社会的養護自立支援拠点事業 を再開しますので、届け出ます。
意見表明等支援事業

| | | |
|----------------|-----------|---------------|
| 事業の用に 供する施設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 休 止 届 出 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 休 止 期 間 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 休止後の経過及び再開理由 | | |
| 再 開 予 定 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 開始の状況 | 利用予定者の状況 | |
| | 職 員 の 状 況 | |
| | その他運営の状況 | |

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号の9の5（第7条の4の3関係）

妊産婦等生活援助事業 開始
変更 届出書

年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

次のとおり 妊産婦等生活援助事業を 開始したい
変更した ので、関係書類を添えて届け出ます。

| | | | |
|-----------------|----------------|-------|-------|
| 事業の内容 | | | |
| 事業者（法人） | 氏名（名称） | | |
| | 住所（主たる事務所の所在地） | | |
| 事業の用に供する施設 | 名称 | | |
| | 種類 | | |
| | 所在地 | | |
| | 利用定員 | | |
| 管理者（主たる養育者）等の氏名 | | | |
| 職員の定数 | | | |
| | 職員の職種 | 職務の内容 | 職員の定数 |
| | | | 人 |
| | | | 人 |
| | | | 人 |
| 事業開始の予定年月日 | | 年 月 日 | |
| 建物その他設備の規模及び構造 | 構造 | | |
| | 延面積 | | |

注 1 不要の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

添付書類

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 運営規程
- (3) 主な職員の履歴書及び業務に関連する資格がある場合は、当該資格を証する書類
- (4) 敷地の平面図並びに建物その他設備の平面図及び立面図
- (5) 建物の検査済証又は検査調査の写し(新築又は改築を伴う場合のみ)
- (6) 収支予算書及び事業計画書（ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、そのURLが分かるもの）
- (7) その他知事が必要と認める書類

様式第9号の9の6（第7条の4の3関係）

妊産婦等生活援助事業 廃止
休止 届出書

年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

次のとおり 妊産婦等生活援助事業を 廃止
休止 したいので、届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 当該施設の届出年月日
- 3 廃止の期日又は休止予定期間
- 4 廃止
休止 の理由
- 5 現に便宜を受けている者に対する措置

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号の9の7（第7条の4の3関係）

妊産婦等生活援助事業 再開届出書

年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

次のとおり休止中の妊産婦等生活援助事業を再開しますので、届け出ます。

| | | |
|----------------|---------------|--|
| 事業の用に 供する施設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 休 止 届 出 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 休 止 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | |
| 休止後の経過及び再開理由 | | |
| 再 開 予 定 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 開始の状況 | 利用予定者の状況 | |
| | 職 員 の 状 況 | |
| | その他運営の状況 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第二十号を次のように改める。

様式第 20 号 (第 21 条関係)

措置費等概算払請求書

¥

| | | | |
|-------|--|--------|--|
| 児童福祉法 | 第 27 条第 1 項第 3 号 第 33 条の 6 第 1 項 第 44 条の 3 第 1 項 | の規定により | 措置された児童等に対する 委託された児童等に対する 行つた相談等に対する |
|-------|--|--------|--|

年 月 日から 年 月 日までの措置費等として、上記のとおり請求します。

年 月 日

広島県知事様

郵便番号

施設所在地

施設名

設置者名

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
3 請求額の内訳が分かる資料を添付すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第21号 (第21条関係)

措置費等概算払精算書

(略)

児童福祉法 第27条第1項第3号 措置された児童等に対する
第33条の6第1項 の規定により 委託された児童等に対する 年
第44条の3第1項 行つた相談等に対する
月から 年 月までの措置費等について次のとおり清算 (の上、不足額を請求) します。

(略)

注 1・2 (略)

3 精算額の内訳が分かる資料を添付すること。

改正前

様式第21号 (第21条関係)

措置費等概算払精算書

(略)

児童福祉法 第27条第1項第3号 の規定により 措置 された児童等に対する 年
第33条の6第1項 委託
月から 年 月までの措置費等について次のとおり清算 (の上、不足額を請求) します。

(略)

注 1・2 (略)

別記様式第二十二号を次のように改める。

様式第 22 号 (第 21 条関係)

措置費等概算払請求書

¥

| | | | |
|-------|--|--------|--|
| 児童福祉法 | 第 27 条第 1 項第 3 号 第 33 条の 6 第 1 項 第 44 条の 3 第 1 項 | の規定により | 措置された児童等に対する 委託された児童等に対する 行った相談等に対する |
|-------|--|--------|--|

年 月 日から 年 月 日までの措置費等として、上記のとおり請求します。

年 月 日

広島県知事様

郵便番号

施設所在地

施設名

設置者名

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
3 請求額の内訳が分かる資料を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。